

社会保険庁改革について

- 社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の業務・組織両面にわたる抜本的な改革を推進。

業務改革

- 平成16年11月、80項目にわたる業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」を策定し、各般にわたる業務改革を逐次、実行に移している。

<主な取組>

○国民サービスの向上

- ①毎週月曜日における年金相談時間の延長
- ②休日の年金相談の実施
- ③インターネットによる年金個人情報の提供

○予算執行の透明性の確保

- ①競争入札又は企画競争の原則化
- ②調達委員会の設置

○個人情報保護の徹底

- ①被保険者記録へのアクセス監視

○保険料徴収の徹底

- ①コンビニ等での保険料納付の実施
- ②市町村の所得情報の活用による強制徴収等の実施

- もう一段の業務改革を進めるため、「新たな業務改革プログラム」を策定し、10月より実施予定。

組織改革

- 平成16年8月、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として、内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」を設置。
- 平成17年5月31日に、組織の在り方について、最終とりまとめを得る。

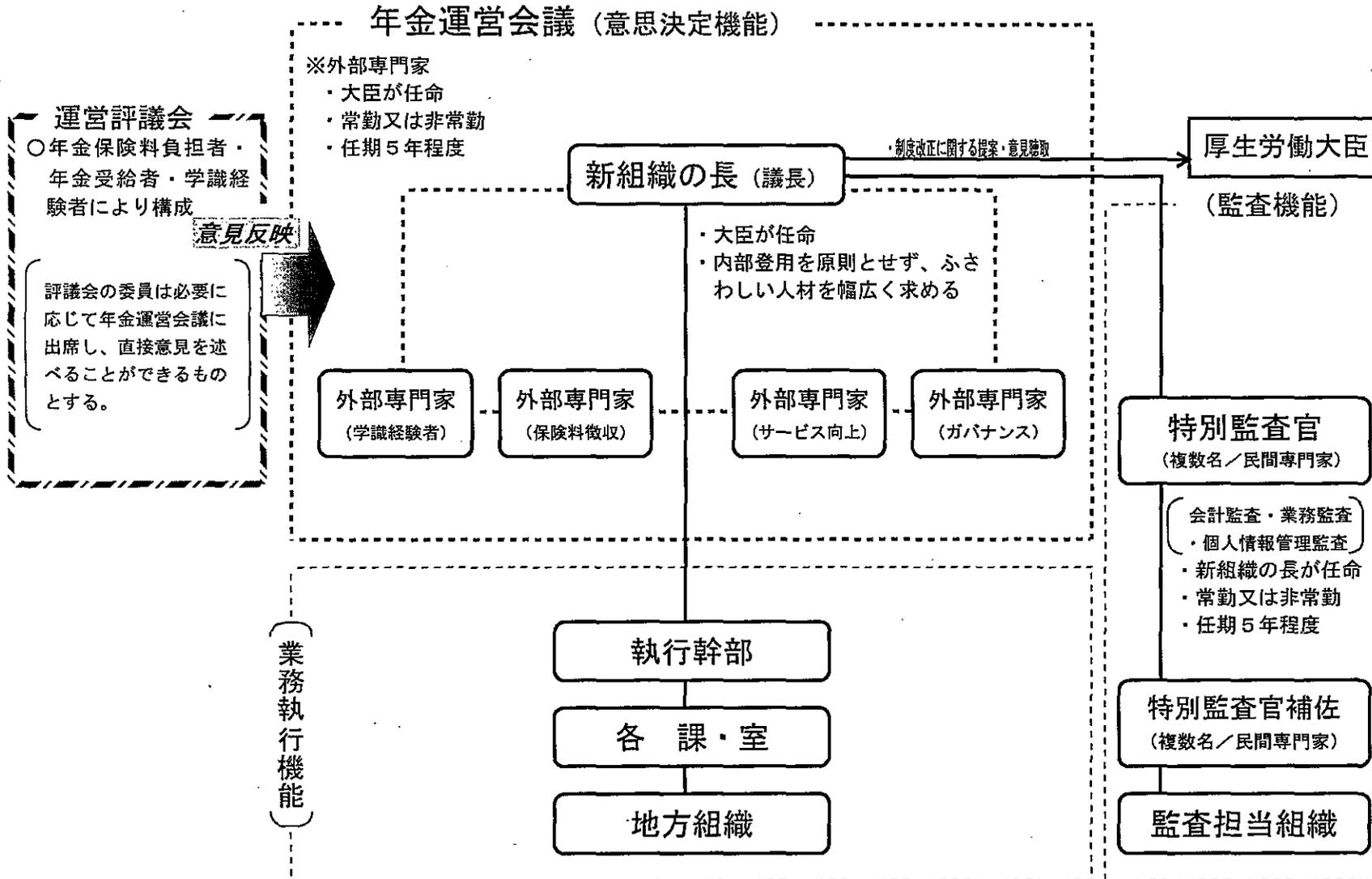
<最終とりまとめのポイント>

- 公的年金の運営と政管健保の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置する
- 公的年金については、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要であり、組織の機能・構造について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とする
- 具体的には、国民の意向を反映しつつ、組織の統制を確保するため、意思決定機能として重要事項の審議を行う「年金運営会議」や、監査機能として組織の長直属の「特別監査官」を設置し、それぞれ外部専門家を登用する
- また、民間企業への外部委託の徹底等による大幅な人員の削減、民間企業的な人事・処遇の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を推進する
- 政管健保の運営については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立する

社会保険新組織の実現に向けた有識者会議

- 本年7月、官房長官主宰の有識者会議の最終とりまとめを踏まえ、改革の具体的内容等について議論を行う場として、厚生労働大臣の下に設置。
- 18年夏までの間、検討いただくこととされており、特に、次期通常国会に提出する関連法案に盛り込むべき事項については、年内に意見を集約いただく予定。(新組織の設立は平成20年の秋)

新組織の枠組みのイメージ



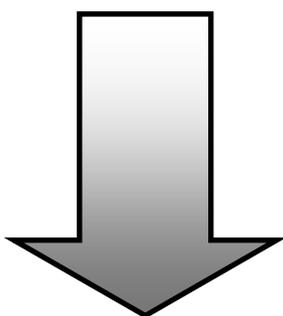
改革の実施スケジュールについて

17年5月 ○有識者会議最終とりまとめ

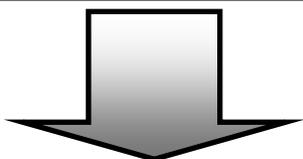


17年7月～ ○厚生労働大臣主催による「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の設置

<法的な措置による対応>



18年 ○関連法案の提出（通常国会）
※ 政管健保と年金の実施組織の分離に伴うコンピュータシステムの設計開発に最低2年程度を要することから、公法人の設立時期は、最短でも平成20年の秋。



～20年夏 ○政管健保公法人の設立準備
・承継財産の評価・確定、企業会計原則による会計書類の作成、職員の分離・採用方法の確定、各種規則の作成等



20年秋 ○年金実施新組織及び政管健保公法人の設立
○社会保険事務局の廃止及びブロック単位化

<現行組織における先行実施>



17年 ○民間企業的な人事・処遇の導入
○人員配置の地域間格差の是正等に着手



18年 ○人員の計画的な削減に着手
○事務局の事務の一部をブロック単位に集約化



18年夏 ○年金運営会議の設置（法案成立後）
○特別監査官の設置

新人事評価制度の概要（素案）

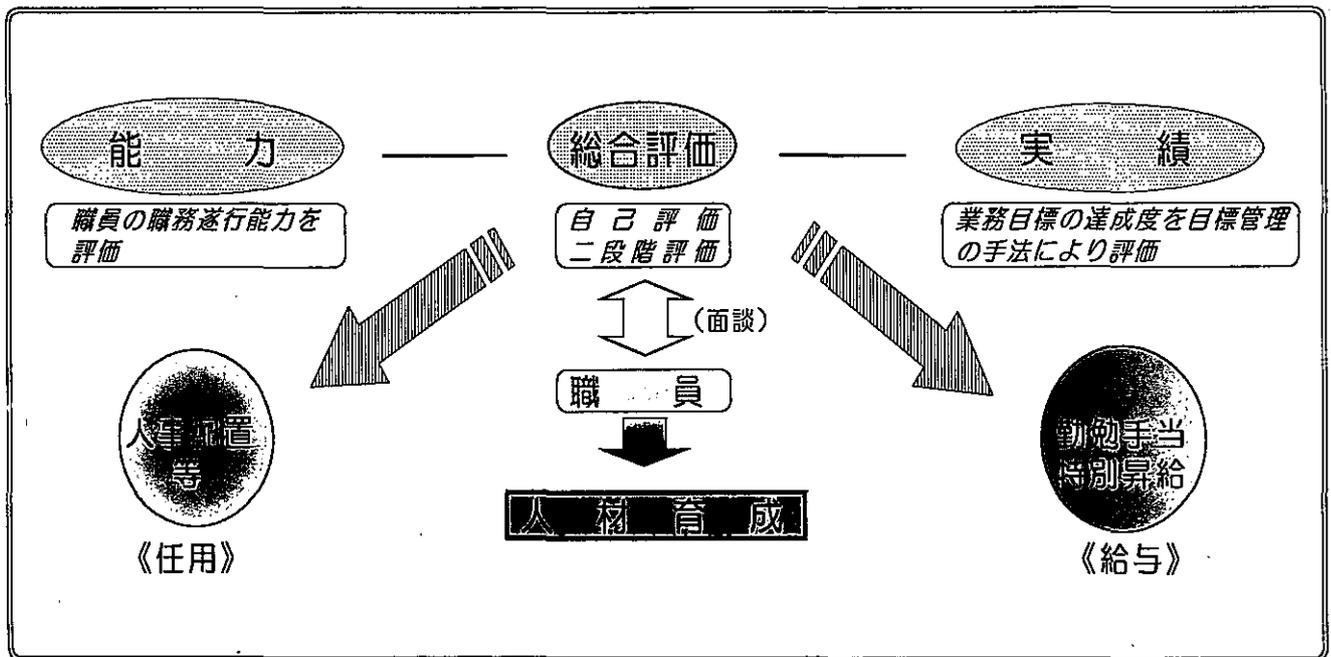
（9月8日「第三回社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」に提出した資料の概要）

1. 目的

効率的な業務運営等を実現するため、現行制度を十分に活用し、全ての職員について、能力・実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進等に反映させる民間企業的な能力主義・実績主義に立った措置を導入する。

2. 基本構成

新しい人事評価制度の基本構成（案）



《透明性・公平性・納得性を高めるための仕組み》

・評価基準の公開

・複数の評価者による評価
・評価者研修

・自己評価
・評価者と職員との面談
・等価相談室制
・評価結果の活用

3. スケジュール

- ・ 一定職以上の職員（7級以上。但し、社会保険事務所の課長を含む）
平成17年度下半期（10月～翌年3月）に試行実施。
平成18年度より本格実施。
- ・ それ以外の全職員
平成18年度に試行実施。
平成19年度より本格実施。

「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の進捗状況（主な取組）

1. 国民サービスの向上

(1) 国民ニーズの把握

- 「長官への手紙・メール」の実施（16年10月～） < 手紙 264件、メール 5,300件（8月末現在）>
- 「国民の声対応報告制度」の整備（16年10月～） < 869件（8月末現在）>

(2) ニーズに対応したサービスの提供

- 年金相談の充実
 - ・毎週月曜日における相談時間の延長（16年12月～）
 - ・休日における年金相談の実施（17年度～）
 - ・年金相談センター（2カ所増設）及び年金電話相談センター（13カ所増設）の拡充（16年度）
- 年金相談にお越しいただく必要をなくすための取組
 - ・インターネットによる年金個人情報即時提供（17年度～）
 - ・国民年金第1号被保険者に対する保険料納付記録の通知（17年度～）
- 各種申請書等の総点検の実施（16年度～）
- 年金裁定請求書の事前送付の実施（17年10月～）

2. 予算執行の透明性の確保等

(1) 不適切な予算執行の排除

- 厳正な予算執行による経費の節減（16年度～）及び事務費の保険料負担の対象範囲の明確化（17年度）
- 調達コスト等の削減目標数値の設定（17年3月）
17年度目標値：物品等の調達計画額の10%以上の減
随意契約件数の前年度比20%以上の減
- 社会保険オンラインシステムの最適化計画の策定（17年度）
- 独立行政法人を設立し、年金福祉施設等の整理合理化を徹底（17年度から5年間）

(2) 予算執行の透明性の確保

- 競争入札又は企画競争の原則化（16年8月）

(3) 新たなチェックシステムの導入

- 調達案件を厳格に審査する調達委員会の設置（16年10月）
< 審査件数 299件 削減額 約68億円（17年7月末現在）>
- 会計事務に関する内部監査を専門的に担当する監査指導室の設置（17年1月）

3. 個人情報保護等の徹底

(1) 個人情報管理システムの強化

- 職員毎のカード番号固定化（16年7月）及び本人識別のためのパスワードの登録（16年10月）

(2) 監視体制の強化

- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備（17年1月～）

4. 保険料徴収の徹底

(1) 要因別収納対策等の推進

- 市町村の所得情報の活用による強制徴収等の実施（16年10月～） < 16年度：約3万人を対象に実施 >
- コンビニ・インターネット等による保険料納付の推進（16年2月～）
- 若年者納付猶予制度の創設、口座振替割引制度の導入（17年4月）

(2) 年度別行動計画の策定

- 社会保険事務所ごとに年度別の行動計画を策定（16年10月～）

5. 組織内部の改革

(1) 組織・人員の配置の見直し

- 人員配置の地域間格差の是正（17年度～）
- 国民年金保険料の収納業務等に関する市場化テストの実施（17年度～）

(2) 職員の意識改革

- 内部改善提案制度の実施（16年10月～）
- 各事務局・事務所ごとの事業実績の公表による競争の促進（17年度～）